

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長兼CEO 守 安 功

「第22回定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

2020年6月5日付でご送付申し上げました当社「第22回定時株主総会招集ご通知」の添付書類である監査報告書の記載事項の一部に誤りがございました。下記内容に修正させていただくとともに、謹んでお詫び申し上げます。

なお、修正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

【監査報告書の修正箇所】

52ページ及び53ページ「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」

54ページ及び55ページ「会計監査人の監査報告書 謄本」

修正前	修正後
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 (中略) EY新日本有限責任監査法人 東京事業所 (中略)	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 (中略) EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 (中略)
監査意見 (中略) 当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ディー・エヌ・エー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、 <u>すべての</u> 重要な点において適正に表示しているものと認める。 (中略)	監査意見 (中略) 当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により <u>指定</u> 国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ディー・エヌ・エー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、 <u>全ての</u> 重要な点において適正に表示しているものと認める。 (中略)
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により <u>連結計算書類を作成し適正に表示することにある</u> 。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 (中略)	連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、連結計算書類を <u>指定</u> 国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、 <u>適正に表示することにある</u> 。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、 <u>指定</u> 国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 (中略)
連結計算書類の監査における監査人の責任	連結計算書類の監査における監査人の責任

(中略) ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 (後略) 会計監査人の監査報告書 謄本 (中略) EY新日本有限責任監査法人 東京事業所 (中略) 監査意見 (中略) 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、<u>すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</u> (後略)	(中略) ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、<u>指定</u>国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 (後略) 会計監査人の監査報告書 謄本 (中略) EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 (中略) 監査意見 (中略) 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、<u>全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</u> (後略)
--	--

以 上